

(市長による政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は、市長等が議会に提案する政策等について、提案に至るまでの経緯及び決定過程を説明するよう求めることができる。

2 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明書を作成するよう市長に求めることができる。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事業の執行について監視及び調査を行う。

2 議会は、予算の承認、決算の認定、監査の請求及び調査の実態を通じて、市民に市長等の事業の執行についての評価を明らかにするよう努める。

3 議会は、総合計画、重要な施策等について、その経過を常に検証し、評価する。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができる。

第5章 自由討議による合意形成

(活発な自由討議による合意形成)

第12条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の議論を活発に行う。

2 議会は、委員会等において議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を積極的にを行い、政策、条例、意見書等の議案の提出に努める。

第6章 政務活動費

(政務活動費の活用及び公開)

第13条 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。

2 政務活動費の交付に必要な事項については、糸魚川市議政務活動費の交付に関する条例(平成17年糸魚川市条例第6号)に定めるところによる。

3 政務活動費の適正な運用を図るため、収支報告書及び研修内容の公開に努める。

第7章 議会運営及び体制

(委員会等の適切な運営)

第14条 委員会等は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に対し、適切かつ迅速に対応するよう心掛けなければならない。

2 委員会等は、議会の閉会中においても積極的な活動を行うものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策立案機能の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに体制整備に努める。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実を努めるとともに、市民及び市職員の利用に供するものとする。

(議員研修の充実強化)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会の開催に努めるものとする。

3 議員は、必要に応じて、研修報告書を議長に提出する。

(調査機能の充実)

第18条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、必要があると認められるときは、議決により学識経験を有する者等(調査機関の設置を含む。)に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。

2 前項の調査機関について必要な事項は、別に定める。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、市政に関わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努める。

2 議会は、市民が議会における決定過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、議会だよりの発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理

(議員定数)

第20条 議員定数は、糸魚川市議会議員定数条例(平成20年糸魚川市条例第36号)に定めるところによる。

2 議会は、議会が有する機能を確保しつつ、議会改革の観点及び市民の意見等を総合的に判断し、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年糸魚川市条例第42号)に定めるところによる。

2 議員報酬の改定議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出する。

3 前項の規定による提出に当たっては、糸魚川市の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他市の動向、市の財政状況等を総合的に考慮するとともに、糸魚川市特別職報酬等審議会等の意見を参考にすることができる。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民全体の代表者としての使命を自覚し、市民の厳粛な負託に応え、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図らないよう、公正で開かれた市政の発展に寄与する。

2 政治倫理に関わる規定は、必要に応じ別に定める。

第9章 補則

(見直し)

第23条 議会は、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

